

- 四八 奄美大島特産品の關稅免除に
關する請願(石原登君外二名
紹介)(第一四八三号)
- 四九 台灣における外地資産補償に
關する請願(足鹿覺君紹介)
(第一五一七号)
- 五〇 同(奥村又十郎君紹介)(第一
五一八号)
- 五一 同(北川定務君紹介)(第一五
四〇号)
- 五二 同(宮腰喜助君紹介)(第一五
四一〇号)
- 五三 同(江花靜君紹介)(第一五四
二二〇号)
- 五四 水あめ、ぶどう糖に対する物
品稅撤廃の請願(足鹿覺君紹
介)(第一五二〇号)
- 五五 關稅定率法の一部改正に關す
る請願(小金義照君紹介)(第
一五二五号)
- 五六 徵稅適正化に關する請願(高
田富之君紹介)(第一五七三
号)
- 五七 塩收納價格引上げに關する請
願(三宅則義君紹介)(第一五
七四号)
- 五八 光学機械類に対する物品稅撤
廢の請願(淵上辰太郎君紹
介)(第一五七六号)
- 五九 ふん尿輸送用ガソリン稅免除
に關する請願(高岡松吉君紹
介)(第一六一五号)
- 陳情書
- 一 勤勞所得稅等の輕減に關する
陳情書(大阪府會議長西田俊
信)(第八九二二号)
- 二 未復員者給與法の適用患者に
對する療養期間延長に關する
陳情書外十四件(鹿兒島縣始
良郡國立加治木療養所伊地知
正一外十四名)(第八九三三号)

三 近畿財務局大津財務部存続に
關する陳情書(長浜市長寺本
太十郎)(第八九四四号)

四 南九州財務局管内財務部廢止
反對の陳情書(熊本県入吉市
長黒木儀壽圭外一名)(第八九
五五号)

○夏編委員長 これより會議を開きま
す。

一昨二十四日本委員会に付託に相な
りました財政法、會計法等の財政關係
法律の一部を改正する等の法律案を議
題といたしまして、まず政府當局より
提案趣旨の説明を聴取いたします。西
川政府委員。

財政法、會計法等の財政關係法律
の一部を改正する等の法律案

財政法、會計法等の財政關係法
律の一部を改正する等の法律

(財政法の一部改正)

第一條 財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)の一部を次のように
改正する。

第十四條の次に次の二條を加え
る。

第十四條の二 国は、工事、製造
その他の事業で、その完成に數年
度を要するものについて、特に必
要がある場合においては、経費の
總額及び年割額を定め、予め国会
の議決を経て、その議決するところ
に従い、數年度にわたつて支出
することができる。

前項の規定により數年度にわた
つて支出することができる経費は
これを繼續費という。

第十四條の三 歳出予算の経費の

うち、その性質上又は予算成立後
の事由に基き年度内にその支出を
終らない見込のあるものについて
は、予め国会の議決を経て、翌年
度に繰り越して使用することがで
きる。

前項の規定により翌年度に繰り
越して使用することができる経費
は、これを繰越明許費という。

第十五條第一項中「歳出予算の金
額の下に」若しくは「繼續費の總額」
を加える。

第十六條中「歳入歳出予算」の下
に「繼續費、繰越明許費を加える。

第十七條及び第十八條第一項中
「歳出」の下に「繼續費、繰越明
許費」を加える。

第二十條第二項中「及び国庫債務
負担行為要求書」を「繼續費要求
書、繰越明許費要求書及び国庫債務
負担行為要求書(以下予定経費要求
書等という。）」に改める。

第三十一條中「予定経費要求書及
び国庫債務負担行為要求書」を「予
定経費要求書等」に改める。

第三十二條中「歳入歳出予算」の
下に「繼續費、繰越明許費」を加
える。

第三十三條中「予定経費要求書及
び国庫債務負担行為要求書」を「予
定経費要求書等」に改める。

第三十四條中「歳入歳出予算」の
下に「繼續費、繰越明許費」を加
える。

第三十三條中「その性質」の下に
「に從つて部に大別し、且つ、各部
中においてはこれを款項に区分し」
を加え、「部に大別し、且つ、各部
中においてはこれを款項」を「こ
れを項」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十五條 繼續費は、その支出に
關係のある部局等の組織の別に区
分し、その部局等内においては、
項に区分し、更に各項ごとにその

總額及び年割額を示し、且つ、そ
の必要の理由を明らかにしなけれ
ばならない。

第二十八條第二号中「予定経費要
求書及び国庫債務負担行為要求書」
を「予定経費要求書等」に改め、同
條第九号を同條第十号とし、同條第
八号の次に次の一号を加える。

九 繼續費についての前年度末
までの支出額、前年度末までの
支出額及び支出額の見込、当該
年度以降の支出予定額並びに事
業の全体の計画及びその進行状
況等に関する調査

第三十一條第一項中「歳入歳出予
算」の下に「繼續費」を加え、同
條第二項中「歳入歳出予算」の下に
「及び繼續費」を加える。

第三十二條中「歳出予算」の下に
「繼續費」を加える。

第三十三條第一項本文中「歳出予
算」の下に「又は繼續費」を加え、
同條第三項中「第二項」を「前項」
に改める。

第三十四條第一項中「国の支出の
原因となる契約その他の行為(以下
支出負担行為という。）」に因る所要額
については各省各庁ごとに、支出の
所要額については支出担当事務職員
ごとにこれを定め、支出負担行為又
は「支出担当事務職員ごとに支
出の所要額を定め」に改め、同條第
二項中「支出負担行為又は」を削り
同條第三項中「支出負担行為又は」
及び「支出計画は」を削り、同條の
次に次の一條を加える。

第三十四條の二 各省各庁の長
は、第三十一條第一項の規定によ
り配賦された歳出予算、繼續費及

び国庫債務負担行為のうち、公共
事業費その他大蔵大臣の指定する
経費に係るものについては、政令
の定めるところにより、当該歳出
予算、繼續費又は国庫債務負担行
為に基いてなす支出負担行為(国
の支出の原因となる契約その他の
行為をいう。以下同じ。）」の実施計
画に關する書類を製作して、これ
を大蔵大臣に送付し、その承認を
経なければならぬ。

大蔵大臣は、前項の支出負担行
為の実施計画を承認したときは、
これを各省各庁の長及び會計検査
院に通知しなければならない。

第三十七條に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の繼續
費に係る事業が完成した場合におい
ては、大蔵大臣の定めるところによ
り、繼續費決算報告書を作成し、こ
れを大蔵大臣に送付しなければならない。

第三十九條及び第四十條第二項中
「歳出決算報告書及び」の下に「繼
續費決算報告書並びに」を加える。

第四十二條中「毎會計年度」を「繰
越明許費の金額を除く外、毎會計年
度」に、「歳出予算のうち、第二十
五條の規定により繰越について国会
の承認を得た経費の金額及び」を「歳
出予算の経費の金額のうち」に「終
らなかつた経費の金額」を「終らな
かつたもの(当該支出負担行為に係
る工事その他の事業の遂行上の必要
に基きこれに關連して支出を要する
経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三條第一項中「前條」を「第
十四條の三第一項又は前條但書」に
改め、同條の次に次の一條を加え

る。

第十四條の三 歳出予算の経費の
うち、その性質上又は予算成立後
の事由に基き年度内にその支出を
終らない見込のあるものについて
は、予め国会の議決を経て、翌年
度に繰り越して使用することがで
きる。

る。

第四十三條の二 継続費の毎会計年度の年制額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二條の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。各省各廳の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(會計法の一部改正)

第二條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(歳入徴収官が第五

項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官といひ。

第五條中「官吏(国会の職員を含む。以下同じ。で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者(以下歳入徴収官といふ)を「歳入徴収官」に改める。

第十條中「財政法第三十四條」を「財政法第三十四條の二」に改める。

第十二條中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四條」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三條から第十三條の四までを

次のように改める。

第十三條 各省各庁の長は、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といふ。

第十三條の二 支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された

歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねてゐるときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁の職員、支出負担行為認証官(第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為認証官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為

為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官といふ。

第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができない。

第十四條第二項中「認証」を「確認又は認証」に改める。

第十六條「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三條中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

第二十四條 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前

項に規定する事務を委任すること
ができる。

各省各庁の長は、必要があると
きは、政令の定めるところによ
り、当該各省各庁の職員又は他の
各省各庁所属の職員に、支出官
(各省各庁の長又は第一項若しくは
前項の規定により委任された職
員をいう。以下同じ。)に事故があ
る場合(支出官が第四項において
準用する第四條の二第五項の規定
により指定された官職にある者で
ある場合においては、その官職に
ある者が欠けた場合を含む。)にお
けるその事務を代理せしめること
ができる。

第四條の二第五項の規定は、前
三項の場合に、これを準用する。
第三項の規定により支出官の事
務を代理する職員を代理支出官
と云う。

第二十五條 削除

第二十九條中「大蔵大臣に協議し
て」を「政令の定めるところにより」
に改める。

第三十八條中「官吏を」「職員
を」に改める。

第三十九條中「官吏が」を「職員
が」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 各省各庁の長は、特に必
要があると認めるときは、政令の
定めるところにより、出納官吏、
代理出納官吏及び分任出納官吏以
外の職員をして現金又は物品の出
納保管の事務を取り扱わしめるこ
とができる。

前項の規定により現金又は物品
の出納保管の事務を取り扱う職員

は、これを出納員と云う。

第四十條中「政令の定めるところにより」を「政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納員とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とする」と改める。

同條の次に次の一條を加える。
第四十條の二 各省各庁の長は、必
要があるときは、政令の定めると
ころにより、他の各省各庁所属の
職員を出納員とし、又は当該他の
各省各庁所属の他の職員を当該
出納官吏の代理出納官吏若しくは
分任出納官吏とすることができ
る。

前項の場合において、各省各庁
の長は、特に必要があると認める
ときは、政令の定めるところによ
り、当該他の各省各庁所属の職員
を出納員とすることが出来る。
第四十七條中「小切手等認証官」
を削る。

第四十八條中「第十三條の二の規
定による認証」を「支出負担行為
の認証又は認証」に改め、「第二十
五條の規定による認証」を削る。
第四十九條中「官吏」を「職員」
に改める。

(会計法の一部を改正する法律の一
部改正)

第三條 会計法の一部を改正する法
律(昭和二十四年法律第二十四号)
の一部を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第
二項及び第三項を削る。

(公団等の予算及び決算の暫定措
置に関する法律の一部改正)

第四條 公団等の予算及び決算の暫
定措置に関する法律(昭和二十四
年法律第二十七号)の一部を次の
ように改正する。

第四條第一項中「これを款及び

項」を「収入にあつては、その性
質に従つて款項に区分し、支出に
あつては、その目的に従つてこれ
を項」に改める。

第十一條の見出し中「支出負担
行為計画及び」を削り、同條第一
項中「その支払の原因となる契約
その他の行為(以下「支出負担行
為」といふ。)に因る所要額及び」
及び「支出負担行為又は」を削り、
同條第二項中「支出負担行為又は」
を削り、同條第三項中「支出負担
行為及び」を削る。

第十三條中「支出負担行為」を
「公団の支払の原因となる契約そ
の他の行為」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律
の一部改正)

第五條 公庫の予算及び決算に関す
る法律(昭和二十六年法律第九
十九号)の一部を次のように改正す
る。

第五條第二項中「収入の性質及び
支出の目的に従つて款及び項」を「収
入にあつては、その性質に従つてこ
れを款項に区分し、支出にあつて
は、その目的に従つてこれを項」に
改める。

第十五條の見出し中「支出負担行
為計画及び」を削り、同條第一項中
「その支払の原因となる契約その他
の行為(以下「支出負担行為」とい
ふ。)に因る所要額及び」及び「支出
負担行為又は」を削り、同條第二項
中「支出負担行為又は」を削り、同
條第三項中「支出負担行為及び」を
削る。

第二十二條中「支出負担行為」を
「公庫の支払の原因となる契約その
他の行為」に改める。

他の行為」に改める。

(各特別会計の歳入歳出予算の歳出
予算の区分の特例)

第六條 政府の各特別会計の歳入歳
出予算の歳出予算の区分について
は、各特別会計法の規定にかかわ
らず、歳出の目的に従つて項に区
分するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一
月一日から施行する。但し、歳
費、歳出予算及び支出予算の
区分並びに支出負担行為の実施
計画に係る改正規定は、昭和二
十七年度分の予算から適用す
る。

2 昭和二十六年年度分以前の予算
に係る歳出予算及び支出予算の
区分については、なお従前の例
による。

3 改正前の財政法第二十五條の
規定により翌年度に繰り越して
使用することについて国会の承
認を経た昭和二十六年年度の歳出
予算に係る繰越については、な
お従前の例による。

4 この法律施行前、改正前の会
計法第十三條の二の規定による
認証を受けた支出負担行為でこ
の法律施行の際まだ支出負担行
為を了していないものについて
は、改正後の同法第十三條の二
の規定による認証又は改正後の
同法第十三條の四の規定による
認証を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際改正前の会
計法又はこれに基く命令の規定
により歳入徴収官、支出負担行
為担当官及び支出官並びにこれ

らの者の代理官及び分任官並び
に出納員である者は、この法律
施行後は、それぞれ改正後の同
法の相当規定による歳入徴収官
支出負担行為担当官、支出官並
びにこれらの者の代理官及び分
任官並びに出納員になつたもの
とみなす。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年
法律第四十四号)の一部を次の
ように改正する。

第四條第十六号中「支出負担行
為」の下に「の実施計画」を加
え、同條第十七号を次のように
改める。

十七 削除

第八條第七号中「支出負担行
為」の下に「の実施計画」を加
え、同條第八号を次のように改
める。

八 削除

7 郵政省設置法(昭和二十三年
法律第二百四十四号)の一部を
次のように改正する。

第十一條第十四号を削り、同條
第十五号を同條第十四号とし、
以下一号ずつ繰り上げる。

8 電気通信省設置法(昭和二十
三年法律第二百四十五号)の一
部を次のように改正する。

第二十三條第十八号を削り、同
條第十九号を同條第十八号とし
以下一号ずつ繰り上げる。

9 予算執行職員等の責任に関す
る法律(昭和二十五年法律第百
七十二号)の一部を次のように
改正する。

第二條第一項第一号中「第十
三條の二第一項」を「第十三條

第三項」に改め、同項第二号中「第十三條の二第一項」を「第十三條の第三項」に改め、同項第三号中「第二十五條第一項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同條第三項中「支出負担行為の承認（會計法第十三條の二の規定による支出負担行為の承認）」を「支出負担行為の承認又は承認（會計法第十三條の二の規定による支出負担行為の承認及び同法第十三條の四の規定による支出負担行為の承認）」に改める。

○西川政府委員 ただいま議題となりました財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国の行政事務の簡素化の一環として財政會計制度の簡素化をはかるため、支出負担行為その他の會計上の制度及び手続を簡素にするるとともに、會計職員及び繰越しに関する制度を整備し、あわせて繰越事業の円滑な遂行に資するため、新たに繰越費の制度を設けることを目的としたものであります。

以下、簡単にその内容を御説明いたします。

まず、支出負担行為に関する制度の簡素化について説明申し上げます。現行法では、各省各庁の長は、配賦を受けた予算に基づき、支出負担行為の計画を定めて、大蔵大臣の承認を経なければならぬこととなっており、また、各支出負担行為担当は、支出負担行為

承認官の承認を受けなければ、支出負担行為を行うことができないこととなつてゐるのであります。改正案におきましては、支出負担行為の計画につきましても、公共事業費その他の大蔵大臣の指定する経費にかかる予算についてのみ、支出負担行為の実施計画について大蔵大臣の承認を要することとし、また承認につきましても、特に各省各庁に承認官を置かず、現在の支出官にその支出負担行為が示達された予算を超過しないか、どうかという確認を行わせることとしたのであります。なお各省各庁におきまして、予算の適正な執行をはかるため、承認官を置いて承認を行はしめることが望ましい場合には、支出官の確認にかえて承認官による承認を行うことができるものとした次第であります。

第二に、會計職員に関する制度の改正について説明申し上げます。會計職員に關しましては、その任命変更についての手續を簡素にし、また必要に応じて他の各省各庁の職員を、會計職員にすることができるとを明らかにする等、會計事務遂行の便宜をはかることとしたのであります。

第三に、契約手続に関する改正であります。現行法におきましては、隨意契約または指名競争契約をなす場合には、すべて大蔵大臣に協議を要することとなつておるのでありますが、契約の性質または契約の金額の小額のものにつきましても、あえて協議を経る必要もありませんので、この協議を省略のできるようにすることとしたのであります。

第四に、繰越制度の改正について説明申し上げます。現行法による繰越制度といはしましては、経費の性質上年度に支出を終る見込みのない経費に

つき、国会の承認を経て翌年度へ繰越すいわゆる明許繰越しと、支出負担行為をした後、避けがたい事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額を翌年度へ繰越す、いわゆる事故繰越しの二本建てでございますが、改正案におきましては、このほか、予算成立後の理由に基づく繰越しを新たに認め、現行の明許繰越しとともに、繰越し明許費として国会の議決を経べきものとし、経費の効率的な使用に資しようとしたのであります。

第五に、繰越制度の創設について説明申し上げます。国の工事、製造その他の事業で、その完成に数年を要する継続事業につきましては、その経費は、毎年度歳出予算を組みまして支出をするのが、現行法の趣旨でもありますが、継続事業の性格からいって、長期の事業計画の樹立とともに、これに對する長期の財政の裏づけが望ましいのであります。今回繰越費を設けまして、国の重要な継続事業につき数年にわたる支出権限を確保し、その遂行に遺憾のないようにいたしましたのであります。

なお、ただいま御説明申し上げました事項のほか、歳出予算の部、款の区分は、予算の編成、執行及び決算事務を複雑化せしめる点が多いので、昭和二十七年年度の予算からこれを廃止することとし、現在翌年度八月三十一日まで繰延べにしている歳入歳出の完結の時期を、最近の出納事務整理の進捗状況にかんがみ、原則に復舊して翌年度の七月三十一日までとするともに、昭和二十四年九月十五日限り停止いたしておりました小切手の承認制度につきましても、制度自体としても廃止すること

いたしました。

以上財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の提案理由について御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

○夏堀委員 次に本案につきまして政府当局よりさらに詳細なる説明を聴取いたしたいと存じます。佐藤政府委員。

○佐藤（二）政府委員 ただいま提案理由の説明を申し上げたのでございますが、事柄の性質上あるいはもう少し敷衍して御説明をいたす必要があるかと思ひますので、私から御説明を申し上げます。

今回提案をいたしております要點は第一番は支出負担行為制度の改正という点でございます。これは御承知の通りに予算が成立いたしました後、各省の大臣がそれに基づいて支出をするという場合には、まず契約をいたしまして、それから支払いをする、という二段階になつておるわけでございます。契約をいたします際に、大体四半期になつておりますが、予算全体の契約計画というものををつくりまして、それを年間四つくらいにわけて出しておるわけでございます。その毎四半期に認められるところの契約計画を越えて契約することができない。これが支出負担行為制度の根本でございます。その計画のもとにおきまして、各契約を担当する――われわれは支出負担行為の担当官と呼んでおりますが、契約を担当しておる係がその計画の範囲内において契約する。契約ができましていよいよ支払いの段階になりますと、今度は四半期別の支払い計画にわけまして、また支払い

計画の範囲内であるかどうかということとを確かめて小切手を振り出す、こういうふうになつておるわけであります。いわばわが国の支出はコントロールが二重になつておるのであります。戦前ずつとわが国の會計制度としてつておりましたのは、支払い計画の制度でございまして、契約の段階、すなわち支出負担行為の段階におきましては計画を四半期にわけるといふ制度はとつておらなかつたのでございます。終戦後におきまして一時支払い遅延の問題が、非常にやかましくなつたことがございまして、すなわち支払いのあてがはつきりしないのに、むやみに契約ばかり先にしてしまふ。主としてこれは終戦処理費に緊急事態が多く起りましたために、その目的を達するためにそういう事態が起りがちでございました。しかも契約ばかり先走つておりましたために、あとで支払い計画によつて支払いを確保することが困難であるというやうな事態から、支払遅延が多く起りました。それで政府としましては、契約自身について計画を設けまして、それを防ぎたいという気持ちから、契約計画という制度を設けて、いわば二重のコントロールをしたのでございまして、ところがその後支払い計画の約束がないやうなものについて、契約するといふやうな事態がだんだん／＼なくなつて参りました。一方におきまして、支払いと契約というものは二重になつておりますけれども、その内容においては大体重複しております。たとえば俸給の支払いにしましても、ちよつとばかりの各事務用品の買入れにいたしましたし、契約即支払いという場合が大部分でございまして、そういうやう

な事態のもとにおきまして、わざ／＼二重の協定をやるという事は、いたゞらに手続を煩瑣にいたしました。ただでさえ経理人員が乏しい今日におきまして、非常に事務の負担過重になるという事がかね／＼叫ばれておりました。今回政令諮問委員会が政府に設けられました、政府の人事並びに会計の手続に不必要な煩瑣な面があるからもう少し実際に即するように改正したらどうか、こういう要求がございました。われ／＼もそれに基いて研究を進めて参りまして、その結果特別に契約についてコントロールをするような経費以外は、すなわち支払いと契約が同時になされ、あるいはまた別々の統制をする必要のないようなものにつきましては、支払い計画の制度だけを残しまして、契約の段階における支出負担行為をやめることにいたしましたのであります。しかし今申しましたように、公共事業費でございますとか、予備費の経費でございますとか、予算を編成いたします際に、内容をコントロールするのに不十分な点のあるようなものにつきましては、さらに詳細にわたつて審査をなし、そのコントロールを十分にするという意味合いからしまして、特定の経費として大蔵大臣が指定いたしました、その契約計画をやはり大蔵大臣の承認にまかせることにいたしましたのであります。

それから第二に、会計職員に関する制度でございますが、たとえば各省の会計課長は、ただいま会計法上の支出官というポジションを持つておられるわけでありまして、支出官でありますときには、たとえば、会計課長の異動がございしますと、大蔵大臣に一々協議

を求めて来ておるわけでありまして。ところが大蔵省といたしましては、個々の人間についての協議は実是不必要なのでございまして、会計課長あるいは文書課長、その職名に応じて、支出官という事を、あずかり知る必要があるわけでございます。それで個々の人間の異動というものが、一々協議にかかるという事は不便でございますから、最初に各省の大臣が会計課長を支出官にするというふうにすれば、それだけで事足りるというふうにしたい、こういうわけでございします。

それから次に契約の点でございますが、御承知のように政府は、一般入札制度というものを政府の購買の建前にいたしております。そして特に法令で認められた特別の場合においてのみ、いわゆる相対するの隨意契約というものを認めておるわけでございしますが、その隨意契約をいたします際には、大蔵大臣に一々協議を要することになっております。しかしこの中には、必ずしも一々大蔵大臣の協議を必要としないようなささいなものもございします。それで従来会計法の二十九條におきまして大蔵大臣に協議をすべしということになつておりましたのを、政令によりまして、場合によつては大蔵大臣に協議をしなくてもいいという規定を設ける余地をつくりたいというふうに、改正をいたしました。金額の少ないものでございしますとか、労務の契約のようなものにつきましては、一々大蔵大臣の協議を要しないということにしたい、こういう心づもりでございます。

して、明許繰越しというものと事故繰越しというものがございしました。明許繰越しと申しますのは、国会で当初予算を御審議を願います際にあわせて、この経費は工事の性質その他から見てとも年度内には完成の見込みがない。従つて繰越しをするかもしれないが、あらかじめどうかお認め願いたいという意味の、いわゆる繰越しの明許というものを、予算の中につけて出しているわけでございします。ところがそれに対しまして、年度当初全然予想はいたさなかつたのでございしますが、たとえば天候のかげん、雪国において雪が早く降つたとか、あるいは工事において土地の買収が予想外に手間取つたために、本来の工事に着手するまでに至らなかつたとか、何かの理由に基きまして、工事の着手が遅れた結果として、年度内に完成の見込みがなく、どうしても繰越しの必要があるというやうな事態があるものであります。これを私も事故繰越しと呼んでおります。これをしかしながらその工事を完成させないわけには行きませんので、大蔵大臣に承認を求めまして、各省におきましてはその繰越しをしておるわけでございします。しかるに繰越しの制度と申しますのは、ともかくも契約を結びまして工事に着手するというのが要件であります。中へは、たとえば今申し上げましたように、土地の買収等はまだ工事に着手する段階にまでも至らないというやうな、特殊な場合がありま

す。こういう場合におきましては、予算そのものを繰越すことになるのでございします。私どもとしては、従来は、慎重に考えた結果、これを認めておらなかつたのであります。今回こ

れを、国会の承認を経て認めることに、さしつかえなからうということに考えたのであります。すなわち繰越しの明許というものを、従来当初予算についてだけ認められておつたのでございしますが、このたびは追加補正の際、たとえば二十六年度の分について申し上げますと、来るべき通常国会におきまして、とも年度末には、どうしても繰越しをしなければ工事の完成の見込みがないというやうな種類のものにつきましては、あらかじめ国会の承認を得まして明許を得たい、こういう制度を開いて、少しでも繰越を円滑にやつて行きたいという考えでございします。これはなぜ私どもがこういうことを考えるかと申しますと、会計検査院の検査報告において、しばしば注意を受けておるのであります。それは各省といひましては、もしも繰越しするのを嚴重に取締りますと、どうしても工事を完了したやうな様子をするというやうな傾向が出て来るのであります。そのために工事が完了したとしましても、工事が完了したのかどうか、各種の弊害が出て参ります。検査報告をごらんになりますとわかるのであります。そういうつた会計検査院の報告に難にこたえる意味においても、この制度を必要とする、こういうふうに考えておるのであります。

次に繰越費の制度について申し上げますと、御承知のように旧憲法におきましては、繰越費という制度があつたのでございします。新憲法におきましては規定の上ではなくなつておりますがしかしながらこれは繰越費制度そのものを、新憲法が否定しておる意味ではないというように、政府は考えておるわけでありまして。しかも一面におきまして、大きな工事、たとえば関門のトンネルでございしますとか、各種の大港湾工事でございしますとか、いかなる継続費の制度を必要とする公共事業は相当あるのでございします。もしも継続費を認めないというやうなやり方をいたしますと、どうしても毎年度の工事計画に不安定が参ります。毎年々々人夫を募集してはまたこれを解散する。その他のい／＼な面におきまして、無用の出費をかえつてもたらしておるといふ実情でございします。その点を考えまして、われ／＼は公共事業が円滑に施行されるという目的のために、今回継続費の制度を認めたわけでござい

ます。なおそのほか、従来決算の予定締切りの期日を八月三十一日にいたしておりましたが、これは暫定的な措置でございしたもので、これを一月繰上げて本来の姿である七月の末までに決算を締め切るということにいたしました。検査院への提出が遅れることのないようにしたいという点と、それから小切手の認証制度につきましては、すでに法律において根本的に廃止になつておりましたのを、さらに今回確認をしたという事でございします。ごく簡単にございしますが大体の御説明を申し上げます。

○重要委員 次に物品税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行います。

○農林委員 ただいま議題となつてお

ります。二法律案のうち、物品税法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われ、この際本案について質疑を打ち切り討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 御異議ないようであり、ますから、本案につきましては質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○夏堀委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成及び提出手續等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○奥村委員 これは泉政府委員にお尋ねしたのでありますが、けさの日本経済の記事を見ると、泉さんの御説明に、今度の配当所得に対する源泉課税これに関連して、申告所得税の申告の中に配当所得の申告が非常に多い。つまり法人の内容を調べると、配当金額が総計で百六十五億あるうち、申告所得税で申告されているものは三十億、億円だ、こういう御説明が出ておるわけですか。これは国税庁において正確にお調べになった数字であるかどうか。その点をお尋ねいたします。

○泉政府委員 お答えいたします。法人税の統計によりますと二十五年度中の配当所得の金額は百八十四億というふうな数字になっておるのでございまして、ところが実際申告書で提出されま

した納税者の方についての集計された所得税の方の数字によりまして、配当所得の申告額は本人分が三十億、同居親族といふと、合算課税されるものを合せまして三十六億三百万円という数字になっておるのでござい

ます。それではなぜ両者の間にそのような数字の開きがあるのかと申しますと、もちろん一つには、配当所得は御承知のように個人のみなならず、法人にも支払われるわけでありまして、法人の配

当所得もかなりあるというところが考慮されるわけでございますけれども、過去の数字をいへば、調べてみますと全株式のうち法人が持つておる株式は比較的に株が多くて、配当をしてお

る会社の株が多いかと思ひますが、全株式のうちで大体二〇%ないし二五%程度のものでありまして、三〇%程度にはまだ至つておらないくらいのものであります。従ひまして、それを

引きまして、さらに所得税の納税義務のない方々、控除の結果、納税義務のなくなる方々について支払われる分

もあろうかと存じますが、それを考えましても、なおかつ個人の申告された配当所得の三十六億三百万円という数字は、やはりどうも配当所得の申告のものとしましては、不十分なのではな

いかというふうに考えられるわけでございます。

○奥村委員 私のお尋ねしましたのは個人の申告は三十六、七億円にとどまつておるが、それは国税庁において調べられた数字に基いておるのかどうかという事です。その点を伺ひます。

○泉政府委員 お答えいたします。その数字は、二十五年度の確定申告につきまして、国税庁において集計をしまし

た結果でございます。まだ一般には公にいたしておりませんが、即報の状態で国税庁に集まつておる数字でございます。来年度の三月になりますと、毎年の税務統計書として発表されることになるかと思ひますが、現在の段階ではまだ年報書として発表はされておりません。即報の数字で各税務署、国税局から集まつた数字でございます。

○奥村委員 それでは、法人の受取るこの配当所得が、約三〇%余りということを言われておるのであるが、それはどういふ資料に基いて言つておられるのか。

○泉政府委員 これは株式の分布状況の推計、あるいは税務署の方を通じて、源泉徴収がありまして当時の数字からいたしますと、個人が受取る配当所得と法人が受取る配当所得を調べ

てみますと、法人の持つておるものが大体三〇%程度であつたのであります。ところが御承知のように終戦後は証券民主化といふことと、それから財

閥の解体といふようなことで、法人の持つておる分が減りまして、一時一五%程度にまで下つたのでござい

ます。しかしその後独占禁止法などの若干の緩和等に伴ひまして、法人の所有して

いる分が最近若干上りつゝありまして二〇%をちよつと越える程度ではな

いかというふうに、推定されるわけでございます。これは一々統計を全部集めたわけではございません。源泉徴収の税額その他からの推計でございます。

○奥村委員 法人の受取る配当所得についてこの三〇%といふのは、泉政府委員のほんの腹つもりで言われたように思れる。証券取引所で調べた数字

によると、約四五%を法人が受取つておる、こういうことを言つておるのであります。これがもつとはつきりいたしませんと、今回の配当所得の源泉課税について、われ／＼は審議するのに相当困難するのじやないかと思ひます。しかし腹つもりでありまして、今これをこれ以上つゞ込んでお尋ねし

てもしかたがなからうかと思ひます。そこで国税庁の方の資料であります

が、これは特に個人の申告について、配当所得のみについてどういふふうな調査をなされたのか。各所得別にどういふふうな調査をなされたのか。一環として

そういう数字が現れたのかどうか。その点を国税庁の方へお尋ねいたします。

○泉政府委員 前段のお話の、証券会社などで調べた数字によりまして、法人の所有分が四五%といふようなお調べがあるといふことでござい

ますが、これは上場株式についてだけ調べてみますと、あるいはそういう結果が出る

かも知れないのでありますけれども、そのほかの配当しておる株も上場株式以外にござい

ますので、それを合せて集計いたしますと、先ほど申し上げましたように二〇%ないし三〇%の間にあるといふことになるのでござい

ます。それからあの御質問でございますが、配当所得についてだけ特に調べたといふわけではございません。種類別階級別表と申しまして、確定申告に基きまして、各所得階級別、または所得種類別に調べた結果の数字として、出て来ておるわけでございます。

○奥村委員 それではいつに關連して一つお尋ねしますが、昨年のその調

査の際に、株式の譲渡所得、この個人の申告はどれだけ出ておるか。これは一番正確な資料だと思いますので、この際お尋ねしておきます。

○泉政府委員 後刻調べて御報告いたします。

○奥村委員 会計法、財政法の改正案ですね。大体これはどうしてこんな国会期末になつたのか。われ／＼は非常

にこれは困惑しておる。こういう問題を審議しようと思つと、少くとも十日以上かかるのだが、どうしてこんな

つたのか、政府の釈明を聞かなければ審議できぬ。

○夏堀委員 午後一時半より會議を開きます。

それでは休憩いたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時四十一分開議

○小山委員代理 休憩前に引続き會議を開きます。

大蔵大臣が見えましたが、大臣に対する税制及び金融政策に関する質問を許します。

この機会に大蔵大臣の、これら重要法案に対する御構想を承りたいと存じます。

○池田田務大臣 銀行法の改正につきましては、今の銀行のやり方等を見ましまして、意に満たないところがございまして、その点につきましまして、その程度改正を加えたいと思ひます。改正の内容につきましましては、今検討を加えておられますが、おもなる点を申し上げまします。第一は資本金の問題でございまして、資本金につきましましては、大都市は一億円、その他の都市では五千万円程度の資本金にしたらどうか。改正の第二の点は、一銀行が一般会社あるいは個人に對しまして、資本金並びに積立金の一定割合しか貸し出し得ないようにすること。御承知のように現状では、かなり大口貸付があるのであります。自己資本以上の貸付をいたしておる場合がございます。こういうことにつきましましては、資金運用の適正化と申しますか、そういう点から、自己資本の何割という数字、一業者に對する貸付の制限を設けようと思つております。これは貸付があるいは社債の引受等いろ／＼な形態をあわせてやりたい。これを一度にやりますと、急に変わつて参りまして、銀行並びに借りてゐる人に非常な影響を及ぼしますので、ある一定期間は猶予期間を置く、こういうふうな考えで今検討を進めております。第三の点は、資金融通に對しましてどの程度の監督を大蔵大臣が持つか、こういう問題。これは一番やつつかない問題でございまして、何といつても金利あるいは貸付條件その他につきましまして、何ら監督がないといふこともどうかという気がいたしま

すので、その点今もし指導線、監督線を持つとすれば、どの程度に規定するかといふふうなことを、今最も重要な研究題目にいたしておるのであります。おもなる改正点は以上のようなところであります。私は案をつくりまします前に、金融業者はもちろんで、産業団体の人の意見も聞いて万全を期す、こういう考えであります。

次の貯蓄債券につきましましては、私は長期資金、ことに電力に對しましては十分その資金を獲得したいので、貯蓄債券を政府が発行いたして、これを特定の産業、ことに電力に向けて開募資金として吸収しよう。これもまだきまつた案はございせんが、まあ三年間くらいで、金利の点につきましても発行の際の利回りは八、九分程度にしよう。なおこの額面は一万円、五千円、情勢によりましては千円、二千円といふことも考えられないこともないのであります。大体五千万円、一千万円といふふうな額にいたしまして、割引の方法で発行いたしまして、割増金をつけて行くといふふうな考えをもつて検討を加えております。

○夏堀委員 きようは質問といふことでなく、一応承つておいて、休会中に十分私どもその内容を検討してみたいといふような意味で、今伺ひした次第であります。この銀行法の改正、これは今後金融界に、あるいは事業界に及ぼす影響が相当大きいだろうと存じます。これは大蔵大臣の御構想に基いてこの法案をいろ／＼お考えになつたことであるか。またはドッジ氏からの何か御指示があつて、これをどうしてもやらなければならぬといふやうなことになるか。もしおさ

しつかえがなかつたら、その点を承りたいと思ひます。

○池田田務大臣 関係方面からの指示があつたものではございせん。こちらから自発的にこういう案を進みたいといふことで、非公式に今事務局として出してあります。私の、大蔵大臣の案としてはまだ出しておりませんが、向うから懇意があつたわけではございせん。

○夏堀委員 講和條約に調印したといひながら、まだ発効になつておりませんので、関係筋からの御意向であれば、そのように私も考えなければならぬと存じます。またそうじやなく、大蔵大臣のお考でということであれば、この問題はほんとうに腹を割つて、いろ／＼今後委員会としても御懇談の機会を求めたい、そうして正式に委員会を設けたい、こう考へておりますので伺ひした次第であります。貯蓄債券問題では、大体郵便貯金の利子も値上げになるやうであります。そこで各都府にわたるその金額、これと都市の方での郵便貯金の貯金の率と、大体どんなふうになつておりましたらうか。

○池田田務大臣 郵便貯金は日に上つてやはり動きましますが、大体今年には四百六十億円の増加を見込んでおります。都市の貯金と農村、いなかの貯金との割合は今はずりいましておりませんが、一応農村の方が相当多いことと考へております。

○夏堀委員 都市の方の郵便貯金も相当多いといふことであります。まあそらだらうと存じます。大体いなかの方で多少利回りのいい方法を考へたとこ

ろで、銀行のないところでは、郵便局へ行つて知合ひの局長ないしは奥さんに会つて、こんな余分な金が幾らかあるから、まあ郵便貯金をしてどうか、どうか、こういう簡単な気分貯金になる分が相当あるだろうと存じます。しかし都市の方に入りますと、これははいわゆる地方銀行に預金になつていゝ分が、この貯蓄債券にいわゆる移動するといふこと、そうしたことによつて、地方銀行が非常に脅威を感じるやうなことも、考えられるわけでありまうが、大蔵大臣はこの点に對してどのようなお考になつておりますか。

○池田田務大臣 資金の蓄積が最も必要であるといふことは、前から申し上げておるところであります。従いまし、今お話のように、政府が貯蓄債券を発行したならば、郵便貯金、ことに地方銀行の預金が横流れをしないかといふ問題ですが、それは貯蓄債券の発行について一番留意しなければならぬと存じます。従いまして、今の利子の関係等につきましまして、相当考へなければならぬと思つておりますが、私は横流れのするやうな方法は避け、とにかく貯金された以外のもの、いわゆるたんす預金とか何とかいわれておりますが、そういうものをねらい、またその次にはできるだけ貯蓄を増強するの都合のいい手この手で、貯蓄をしてもらひ、いろ／＼考へるものと進めたいと思つております。一時は横流れするやうな場合も考慮して、地方銀行にも売り出さして、そのうちの一定額を売り出した銀行に還元しようかといふ考へ方をもつて、協議は進めてお

るものであります。銀行によりましては、そういうことをしたくないといふところもあつたので、最後の結論には至つておりませんが、なるべく横流れを防止して別途に蓄積ができるやうな方法を講じたい、こういう考へ方でございます。

○夏堀委員 この二つの重要法案についての御構想を承りました。これはまあきよは承つておくとはいへない程度にいたしまして、十分に私どもも検討いたしたいと存じます。

なお最近の金詰まり状態はかなり深刻なものがあるやうであります。東京の手形交換所で、いわゆるこの金詰まりにつきましまして、不渡り手形の発生事件が八月ころで毎日三百件くらい、十月は四百件、十一月になつて一躍八百件、また銀行からの取引停止の処分を受けた商社あるいはメーカー、これが十月中に千六百八十八件、手形の金額は一億三千万円、ちやうど九月のそれに比較して二倍になつておるといふことを承つております。このような金詰まり状態は、結局何かの対策を講じなければならぬだろうと考へております。この年末に際して、なお一層これに對して拍車をかけるであらうといふこのやうな非常な危機な状態を来して、この対策を大蔵大臣はお考へになつておるかどうか。この点をお伺ひしたいのであります。

○池田田務大臣 お話の通りに、かなりきつ金詰まりの声を聞くのであります。この原因はやはり生産の増強と物価の騰貴、これが主たる原因をなしておるのであります。これが緩和のために日本銀行はかなりの貸出しを

おるであります。輸入増加による金詰まり、あるいは輸出の場合思惑をしたのが、値が上つて困つておるといふ

務の簡素化の一環として、この制度の簡素化をはかるためということになつてゐるのでありますが、行政事務の

正いたしました結果、何人の整理を心がけておるといふところまで、直接の関連をつけて考えてはおりません。従

の法案を提出いたしました真意はどこにありますか。その点をひとつ伺いたい。

というような統制をすることが妥当かどうかということは、これは運用の面でも大いにあるのでありますが、疑問が

あるわけであります。一番理想的なことを考えますと、各省大臣が一年間の予算の配賦を内閣から受けましたならば、最もその使いやすい時期において、国会が認めてくれた趣旨に依りて、最高の能率を上げる時期において、これを支出し得るようになっておることが、一番理想的であるというふうに私は考へております。ただ先ほど申し上げましたように、昭和二十二年、二十三年等の経験によりまして、一時契約と支払いとの間に非常に不必要な時間のずれが出現して、支払い遅延という一つの大きな問題を起したことがありました。それから、それらを考へ合せて現在の制度をつつたわけでありました。しかしながらほんとうを言いますれば、今申し上げましたように、各省大臣の責任において、一番能率の上る時期において、予算の契約を結ぶということが適当かと考えられるわけであります。

なお実際問題といたしましていろいろの経費を契約しようとして、その計画のわくがある。それをどうしてもわくを直すということになりますと、いろいろなかまかい経費について、毎四半期の計画の訂正を一々大蔵大臣に持って来ておるわけでありまして、これらの手続の煩瑣というところも、事務の上から見ますとなか／＼ばかにならない分量に上るわけであります。あれやこれやを考へまして、支払い計画の面におけるコントロールというものを厳格化しておくならば、契約の面における統制というものは多少ゆるめた方が、予算の執行上むしろ適当ではないか。こういう結論によつて今回の改正案を提案したわけであり

す。○深澤委員 これは大蔵大臣もすでに言明されておるごとく、予算の支出については行政面において幾多の不正行為があることは、これは天下周知の事実であります。国民自体もこのような不当な支出に対しては、納税という点に對しても非常な疑問を持つような結果になつておることも、皆さんすでに御承知のことだろと思つております。要するにこの予算支出の問題は厳格の上にも厳格にして、国民の疑惑を招かないことが第一であると考へるわけですが、何かしらこのような形で認証関係の問題が緩和されて参りますと、現在の不当なる予算支出の問題を解決するのになしに、より以上の混乱に陥らせるような印象を、われ／＼は受けるのであります。その点についてはどういふぐあいに考えられておりますか。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの御心配は、私も実は同じような考へ方でおるわけでございます。経理の面における不正事故というものは、終戦後の混乱で相当件数に上つて来ているわけでありまして、これを何とか防止したいというのが私の念願でございます。それにつきましましていゝゆる形の上と申しますか、法制的に非常にこまかいあれやこれやという統制の方法を考へまして、こまかくきめつけて行く方がいゝか、それともある程度自分の責任というものを意識させて、そうして手続の上ではある程度の弾力性を與える方がいゝか、これらが私の考へなければならぬ点だと思つておるものであります。各省の實際の言ひ分その他を聞きまして、われ／＼が勘案した

しました結果によりまして、いたづらに手続が煩瑣である。各省の官吏は會計法規を理解することだけで精一ぱいである。いろいろなたとえばデュック・アンド・バランスというような組織がよく言われておるのであります。それがだけに責任が不明確になるのであります。たとえただいまの制度を一例にとつてみますと、支出負担行為担当官が契約を結ぶのであります。しかしながらその契約を認証官が認証するという場合に、支出官が今回は兼ねるような仕組みにしたわけでありました。さらに認証官のほかにまた支出官がある、そういうふうな権力が分立しておりますと、責任がやや不明確になる。一体だれが最後の責任、最も多い責任を負ふのかという点も、不明確になるわけでありました。それからとかく他人に依存するといふような傾向を生ずるということも、いゝなみがたいと存ずるのであります。結局責任の所在を明確にし、そうしてしかも万が一不正事故が起りましたときには、ただちにこれを捕捉できるような組織、すなわち簡潔な組織ということも、われ／＼にとつて考へなければならぬ問題ではないかと思つておるものであります。われ／＼は最近の経験に基きまして、ある程度會計手続というものを、そういう見地から簡潔化する必要があるといふふうに考へて参つたわけであり

ました。なお會計職員、予算執行職員の責任に関する法律というものが昨年でき上つたわけでありまして、これに基きまして會計検査院が比較的簡便な手続をもつて、その責任を追究し得るような組織を確立したわけでありますが、その法律を適用いたしますにも、むしろそれ／＼の部門の担当官の責任を重くした方がいゝのじやないか、といううりなことも考へられます。

○小山委員長代理 大蔵大臣がもつて来られたので、引續き大臣に対する質問を続行いたします。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 ただいまの年末金融の問題について、大蔵大臣は補正予算の面で幾分か足しになるでしようと言つたけれども、この年末の金融には大した足しにはならぬと思つておる。何か年末金融という点について特に取上げた面があるのじやないだろうか、こう存じましてお伺ひした次第であります。事新しくそれは別に考へておらぬといふような御答弁で、国民も非常に期待はずれというふうに考へられたと思つております。この十一月十三日に引揚げた預託金の百四十九億、これによつて一層金詰まりを激化した、こう私どもは考へております。この際に預託金を再預託するようなことを、お考へになつておられませんかどうかということをお伺ひしたい。

○池田國務大臣 これは昨年の二月だつたと思ひますが、百四十九億を普通の銀行に預託いたしましたのであります。その後補正いたしましたので、今の相互銀行、前の無盡会社の方へ二十億ばかり肩がわりした。また信用金庫の方にも七、八億出しました。それから商工中金、農林中金の方もふやしたのであります。今回引揚げましたのは、この六、七月ごろから計画いたしました普通銀行の分を引揚げることによつておるのであります。無盡会社、すな

わち相互銀行あるいは信用金庫、商工中金、こういう方面の分は年末に引揚げずに、来年の三月まで延ばすことにいたしました。それから引揚げました銀行につきましても、災害地の銀行につきましましては十五億ほど引揚げましたが、また別に引出すことによつております。従ひまして残りの百億ばかりのものは、ただいまのところ引揚げつばなしで、再度出すという計画は持っておりません。私はやはり全体的に日本銀行あるいは市中銀行が適正な方法によつて、政府の金とすることになしに、いゝるところには出すといふことで行つていただくのが、定石ではないかと思ひます。今回の法人税法におきまして、普通ならば十二月の初めに三、四百億円の税金が入るのであります。これは御承知の通り三箇月、半額は三箇月以上ということにしておりますので、十二月の金融には相当役立つと思ひます。また商工中金につきましても、できるだけ融資をしたいといふところ、今案を練つておられますが、国民金融公庫あるいは農林漁業金融の方からも出して行きますし、また農中の方には御承知の通り供米資金が相当余つております。これを何かの方法でひとつ使つて行きたい。年末金融はこういうことで、あらゆる方策をその時期に使つて行くのが適當ではないかと考へております。

○夏堀委員 中小金融に對しては、若干大臣は御考慮なさつておるようでありますが、この年末金融の急場を救済するには、やはり全体に對して大きく私どもの考へとすれば、関係筋の方でそれはまかりならぬといふことであれば、これはやむを得ないことで

ありますけれども、大蔵大臣の裁量
でできるものであつたならば、この際
に百五十億や二百億の金は、再預託す
るようなことをお考えになつてはし
ない、こういうふうな意味でお伺ひし
た次第であります。それはできないとい
うことではあります。で、できないとい
うことは一体どういふことか。それは
あなたお一人のお考えで出したくない
のであるか。またこういういふゆる急
場を救済しなければ、国民経済は先ほ
ど申し上げたように、不渡り手形、銀
行取引停止等も経済的破綻を来すと
いう面まで追い込まれておるから、こ
れを救済するのが政治じやないか、こ
う私は考えておられますけれども、ど
うも出したくないといふことが、まだ
占領管理下にありますから、その関
係筋の側には何らかあれば、これはやむ
を得ないことではありますけれども、こ
の点をいいて今ここでどういふこと
をとお伺ひすることは、大臣を苦し
めることになるかもしれせんけれど
も、できる限りこの面に対しては、国
民経済のあり方を十分に関係筋の方
にひとつ御説明なさつて、そのような方
法をとつていただくことが望ましいと
考えております。どうもインフレとか
なるとか言つて、大分御心配になつて
おるようですけれども、むしろこうし
た金詰まりは国民経済を最後の破綻の
線に追い詰め、従つて本年の電力関
係、金詰まり等によつて、生産は著し
く減退しはせぬか、こゝまでも私ども
は考えておりますが、もしそういうこ
とになつたならば、二十七年の予算
歳入において何が狂いが来はせぬか。
これは杞憂であらばいいのですが、も
しそういう面があつたらこれはゆゆし

き問題である、こう考えるものであり
ます。そのようなことについて何か御
心配ありませんか。その点をお伺ひし
たいと思ひます。

○池田田務大臣 出したくないとい
うことではないのであります。この百五
十億の金は、実は昨年度引揚げる約束
をしておつたのであります。その約東
を当時引揚げるということはよくないの
で、関係方面と話し合ひをしまして、
とにかく政府の資金散布のときに、政
府からどん／＼金を出すときにかわり
に引揚げる。それはやはり八月頃から
準備して、十一月ごろに返してもら
うのが一番返してもらふときとしてい
うので、八月ごろから準備し
てやつておるのであります。急激に引
揚げたのではございせん。しかもま
た引揚げますにつきましても、ただい
ま申し上げましたように、年末、越年
のために必要な分だけは残しておく。
災害でいる場合においては特に再貸付
をする、こういう手配はとつておりま
す。ただ政府が金を一般銀行に預託し
てやるといふことは、定石ではござい
せん。従つて金融というものは一応
定石を踏んで、そうしてずつとやつて
行つて、どうしてもしわが寄つて来る
というときには、何としてもこれはや
らなければならぬ。私は一応定石を踏
んで行つて、そして日本銀行あるい
は普通銀行、あるいはその他の特殊金
融機関を奮励して、定石でひとつ越え
て行こう。そこでむずかしくなつた場
合におきましては、これは一昨年もそ
うでございしますが、見返り資金で造
船資金あるいは電力資金を年末に出す
こゝろいふようなことをやつておられ
ますが、その時々、情勢に応じてい

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

○池田田務大臣 年末金融について重
ねてお答え申し上げますが、御承知の
通り一昨年の暮れはかなり金詰まりが
ひどかつたので、当時の預金部資金百
億を十二月に預託いたしました。そ
れからその後が明けて、中小企
業の金融とかなんとかいつて騒がれた

○夏堀委員 定石ではない。あるいは
そうかも知れませんが、この前
にお出しになつたときは、それは定石
であるかないか知らないが、国民経済
は非常に困つた、金融界は非常に困つ
たからお出しになつたので、今はその
当時と比較してはたして定石論によつ
て、これを出さなくてもいいといふこ
とができるかどうか。私はその当時よ
りも、むしろ今の方が非常に危機に迫
つておるといふようにも考えておりま
す。このことで時間をとつても何であ
りますので、とにかくこの問題は大臣
の御盡力によつて、国民は大きな
期待を持つておるのであります。から
ひとつ国民の期待を裏切らないように
して、この年末金融を、そういう面
において救済してもらいたいといふこ
とを、私より申し上げておきたいと存
じます。

ころの交際費その他として、料亭等に
使われる経費の額に關しましては、こ
れはむしろ遊興飲食税を調査してお
ります地方自治庁でありますか、そ
の方面において調査があるかと存じま
す、私の方でこれだけを取上げて調
査したものは、ただいまのところござ
いません。これだけお答えしておきま
す。

○夏堀委員 それでこの問題は非常に
大きな問題であつて、二億円という溢
費がもし事実であつたならば、これに
對して政府及び国民全体が反省して、
これを有効に使用し持つて行つたな
らば、私少くともこの支出を八百億
ないし一千億と見ておきますので、特
にこのように大きな金がたとへば
電源開発とか、この國策的に有効
な方面に使用することができるとな
れば、それはたいへんいいことじやな
い、こう上つと思つたので、お
伺いたしたわけでありました。なお地
方自治庁の予算の面では、二十六年
の遊興飲食税の予定額は大体百六十
億一千四百万円になつてゐるもので
あります。そこで売上げの税率は三〇
であるから約五百億程度になる。し
かしこれとても六割くらいで、四割は
実際把握不能であるだろう。これは大
体予想がつくことであります。こうし
たような金が大体社用族と申してお
ります、この会社関係の交際費その他
の溢費になつておるものであります。
個人なんというものはせい／＼全体の
五％にも当らぬだろうと思つて、そ
うすると会社の経理の内容を、税体系
の確立という面からいつて、これを何
となつてはどうか。どうしてもここに

現われた数字からして、地方自治庁の
この予算面に現われるそれは、今私が
申し上げたそれとはとんだかわりがな
い数字であつて、むしろ二億二千万
くらいになることになりまゝで、こ
の際にこれをどういう方法で資本蓄積
の繰上りすることができるか。たと
えば私の考えとしては、会社経理の内
容について、この考え方ですが、青色
申告のような申告の内容に、この程度
はまあ認めるとか認めないとか、そ
ういふことは御研究の上で一つの繰上
り、四〇％程度であれば、その四〇％程度
以上の繰上りの溢費を繰上げた際に、
それを免税もしくは一〇％程度の減税
にするという方法を、法律もしくは何
か国税庁の操作の上において、これ
をおやりになることができれば、結
局その溢費の防止もできますし、資本
蓄積もできます。そういうような方法
で政府及び国民全体が反省して、ほん
とにいわゆる講和締結後の独立国家
としての國及び議會、個人全体が自己
の責任において資本蓄積の実態を實施
しなければならぬ、こう考へておられ
ますので、この問題を取上げてお伺い
した次第であります。これは今こゝで、
しからばこのよういふ案があるからど
うせ、こうせいと云つたところで、こ
れはちよつと事務的に相当研究しなけ
ればならぬ問題であると存じますの
で、大臣及び国税庁長官はこの問題を
十分に頭に入れて、今後事務的にこれ
をどう操作して有効に使えるかとい
ふことを、御研究をお願いしたい。私も
研究してみます。

繰返して申し上げますが、二億円と
いう溢費の支出があるということが、
すでに予算の面に現われて、そして
その全部が把握することができないと
いうこと、料理屋が最近全国的に増築
新築あらゆる方法で、りつぱな建築を
しているといふこと、これはまさか金
融機関が全面的に援助しつてついで
とではないだらうと思ひます。そうい
うことはお客からとる金あるいは税の
面における操作、このうちで中小
企業の――まあこれも中小企業である
かも知れませんが、一般の産業面に携
わつてゐる中小企業の連中の予想も及
ばないような、宏壯な建築をやつてい
るのであつて、そうした面から見ても
これを否定することはできないだろ
う、こう考へてゐるのであります。き
よりはこれに對して具体的にこのよう
いふ方法でやろうじやないか、また
何か名案がないかといふことは申し
ませんが、特にきよりは私から取上げ
て政府に申入れをして、そして今後
資本蓄積の面において、国民全体の協
力態勢をつくつていただきたいとい
うことを申し上げておきます。これに對
して御答弁をお願いします。

○池田國壽大臣 お話の通りに一日遊
興飲食の金が二億円になるかならぬか
正確な答弁はできませんが、私はその
くらいに上るのじやないかと思ひま
す。一軒の料理屋で年に六、七千万
の売上げの料理屋が、相当とは申しま
せんがちよ／＼ある。こういうこと
から考へると、料理屋のみならず温泉
旅館等を入れますと、夏堀さんの御想
像のような金額になるのではないかと
も、私も考へるのであります。ただこ
れをどうするかという問題であり、ま
す。戦時統制時代におきましても、商
売上の交際費を切るということは、な
かなかむずかしいのであります。ほか
の機会でも申し上げましたが、あるし
やうゆゑとか酒屋が、自由主義になつ
て参りますと、自分の販路を獲得する
ために温泉に小売屋を招待する。これ
は私は、しやうゆゑとか酒屋としては
必要経費だと思ひのであります。その
必要経費としての使ひ方が多いとか少
いとかいふことは、なか／＼問題でござ
いまして、交際費のたくさんいると
ころとたくさんいないところは、お
のづから業種によつて違ひますが、業
種別に、また企業の規模別にやるとい
うことは、なか／＼困難な点があるの
で、昔からたび／＼考へたのでありま
す。同族会社につきましても今でも
ある程度やつておられますが、一般の企
業につきましても基準を設けてやるとい
うことは、なか／＼むずかしいのであ
ります。しかしせつ／＼のお話でござ
いますし、またそういう声が今非常に
強うございますから、われ／＼とし
ても課税上何かいい方法はないものか
といふことを、今後特に研究して行
きたいと考へておるのであります。

○夏堀委員 今申し上げたような事情
で、この点は早急に何かの対策を講じ
てもらいたいといふことを申し上げてお
きます。

なおもう一点お伺ひしたいことは、
国民経済が、でき得るならば憲法に示
してある通り、平等で行ければたいへ
んよいのであるが、それはなか／＼で
きないことであつて、よつて憲法第十
三條、第十四條でありましたか、政治
経済、社会的に不平等な点は、政治の
力によつて云々といふことが明記して
あります。これは、この前大蔵大臣に
私お伺ひしたことがあつたわけであり
ますが、今こゝした面を地方的にある
程度は正するために、平衡交付金、起
債、そして政府資金によつて何とか
調整をとるといふことを、地方自治
また大蔵大臣はお考へになつておるだ
らうと存じます。しかし、それは万金
を期して、国民が期待する線には行つ
ておりません。私は青森縣であります
が、青森縣のような農業縣は、平衡交
付金あるいは起債は実績によつて算定
されるので、もと／＼貧乏な縣は実績
がないのであつて、富める縣と比較し
て、そういう政府の考へた線にも、浮
かび出ることがない実情になつてお
ります。最近の新聞に、何か平衡交付金
のあり方に対する再検討といふような
ことがちよつと見えておりますが、こ
れは私の今申し上げたような、貧乏縣
等に対して調整するために増額するとい
う意味の検討であるのか。また減額
の措置をとるといふことの再検討であ
るのか。この点を大蔵大臣からお伺
したいのであります。

○池田國壽大臣 平衡交付金のわけ方
の問題であります。各都道府県にお
きましては、経済力がよほど違つてお
ります。たとえば東京とか大阪府の
ごときは、ほとんど平衡交付金は行つ
ております。また行かなくても相
当の増収があるような状態でございま
す。またお話の青森縣等の農業縣にお
きましては、かなり苦しい立場におあ
りのようでございます。従ひまして私
はできれば平衡交付金の算定並びに配
分の方法につきまして、検討を要する
のではないかと私見を持っております。
ます。直接の所管ではありませんが、
私は今のような経済状態で、都市と農
村との懸隔が非常に大きくなつた場合

には、ある程度考えなければならぬ
のではないかと思います。

第二の御質問の平衡交付金について
の再検討、これは増額の問題でありま
して、私としては減らすという考え
は持たないで、衆議院並びに参議院
の決議の趣旨を体しまして再検討し
御趣旨に沿うように今努力しておる
状態であるのであります。

○夏瀬委員 ただいまの御答弁を承
つてすつかり安心しました。どうも大蔵
大臣は、大分予算の面でこの次には歳
入はちよつと思ひより行かんのじや
ないかというところから、減ずること
をお考えになつてはいはないかという
心配が非常にあつたのであります。今
や衆議院及び参議院の決議にあつ
たように、増額する線に進めること
におきまなつたというところをお伺い
して、私も安心しました。国民もこれ
に對して、非常に好感をもつて迎える
だらうと考えております。まだ大分質
問者もあるようでありますから、私は
この辺で打ち切りたいと思ひます。

○淺香委員 大蔵大臣があまり当委員
会にお見えにならないのですから、
いろいろお伺ひしたいと思ひますが、
ずれまして、まづ／＼なことを質問す
るかも知れませんが、その点からかじ
め御了承願ひたいと思ひます。

国家としては、最近行政改革、これ
に伴うところの経費の節減あるいはそ
の他いろいろの方面を考慮して、相当
努力を示しております。ところがそれ
と反對に地方自治体の方では、この点
きわめて不十分であらうと思ひのであ
ります。というのは、公選知事や市町
村長というものは、どうしても選挙あ
るいは任期というものが頭にあつて、

これがためにあまり喜んで緊縮政策を
とりたがらない風があることは、御承
知の通りであります。従つて今も夏瀬
委員長から質問がございましたが、年々
膨脹するところの地方支出の財源をど
こに求めるかといへば、この財源は
平衡交付金に依存する。これが獲得あ
るいは奪合ひに血眼になつておるの
が、現在の地方財政だらうと思ひので
あります。地方自治の確立は、中央の
財源と並行して、地方財政の緊縮と自
立を強力に行わなければならぬこと
は、私が言ふまでもないと思ひのであ
ります。そこで中央が国税の減税をや
る、あるいは財政の緊縮を急ぐの余り、
そのしわをこごとく地方財政に押し
つけるような結果になるに及んで、せ
つかく政府が減税を誘示いたしました
も、結局国民の負担の軽減にならない
ようなことになつて来るのであります
が、これを調整することについて、大蔵
大臣としてはどういうようにお考えに
なつておられるか。この点をお伺ひ
したいと思ひます。

○池田國務大臣 原因はいろいろござ
います。ただいまの財政は、かなり緊
縮して行つておりますが、地方の
財政は、御承知の通り年々累増いた
してあります。政府は今回行政整理
その他で経費の節減をはかつておりま
すが、地方の方におかれましては、機
構の縮小、人員の整理をやつていた
くように、政府は勧奨するような気持
で案を練つておるのであります。国民
のふところから出るのと同じでありま
すから、国税を減らしても、地方税が
ふえれば何にもなりません。従つてわ
れわれといたしましては、地方の方の
経費を極力節約していただくように願

つておるわけでございます。何分にも
今大蔵大臣といたしましては、地方財
政につきましても昔のようにとやかく
ちばしを入れるわけにも参りませんの
で、平衡交付金で議論するのが精一ぱ
いでありまして、議論いたしますと、い
つも負けまして、どん／＼ふやして行
かなければならぬようなことはまこと
に遺憾でございますが、これは結局国
民自身が、国の財政に關心をお持ちに
なると同時に、あるいはそれ以上に地方
の財政につきましても關心を持つてい
ただく。国民自身が国並みに地方の財
政を監視して、ぜひ節約するようにひ
とつ仕向けて行つていただきたいもの
だと、大蔵大臣として願つておるわけ
でございます。

○淺香委員 ドツジさんが再々こちら
の方へ参られました。今どき世界中に
減税するやうな国はどこにあるのか、
アメリカでさえ増税の方向に進んでい
るではないか、日本政府が減税計画を
立てるといふやうなことは、物の考え
方があまりにも甘過ぎる、こう言つた
といふことが非常に最近喧伝をされま
して、国民としてこのドツジさんの言
われた言葉が、やがては増税を意味す
るのであらうと、これが機運になりま
して、国民一般としては来るべき増税
に對する不安を相当持つておると思
ひのであります。これにつきましてこ
の際ひとつ大蔵大臣の見解を、いま一
度承つておきたいと思ひのでありま
す。

○池田國務大臣 ドツジ氏はそういう
氣持を持つておられるようでありま
す。
〔小山委員長代理退席、委員長着
席〕

私は日本の今の国情、国民生活の状
況から申しまして、ぜひともたゞいま
国会で御審議願つておりますあの減税
案は、来年度も續けて行かなければなら
ぬと思ひます。いろいろ／＼な経費が来
年度はかかれますが、いくらかさんで
も、減税を前提として経費のやりくり
をするのが至当だ、こういう強い希望
を持つて努力を續けておる次第であ
ります。

○淺香委員 非常に明快な御答弁を
いただきましたが、税の負担は一兩年來
軽減の方向に進んでおりますが、私は
国民生活の現在の程度から見ましたら
なお高率であらうと思ひます。従つて税
率といふものは現在でもなお戦前の倍
に近い率であります。この重税を国民
感情から表わしますならば、われ／＼
は税金のために疲れきつていゝとい
うのが、実感であらうと思ひのであり
ますが、なおこの上ともたゞいまのお話
のやうに、税制の合理化あるいは減税
の方向に、なお一層進んでいただく
ことを希望いたしますと同時に、い
ま一つは、商工中金あるいは農林中金
などの金融機關の監督行政は、御承知
の通り主務大臣は通産、大蔵あるいは
農林、大蔵の両大臣になつております
が、これがために、いわばこの両金庫
などは宙ぶらりんになつていゝので、
大蔵省としては一向力が入らない。力
が入らないといふことは、とりもなお
さず中小商工業者あるいは農民に對し
て、資金が流れることが非常に阻止さ
れていゝ。言いかえれば熱が入らない
ために、資金が流れていないといふよ
うに思われる節があるものであります。
これにつきましては、金融機關一元的
統制の建前からいたしまして、主管

はやはり大蔵省であり、また大蔵大臣
が監督行政の責任者であることが、私
は常道であると思ひのであります。私
もし大蔵大臣が、私のたゞいま申しま
したことがしかりだといふやうなお考
えを持たれる場合には、今後この問題
に對しまして、この解決にどうお考え
になるか。この点を承りたいと思ひま
す。

○池田國務大臣 お話の商工中金及び
農林中金は、その発生の動機が特殊の
団体の育成發展というところが、一つ
の旗じるしになつておりますので、その
機關は金融機關であります。そのやう
な關係から共管になつておるのであり
ます。従ひまして、十分な監督その他
がでないといふか、あるいは力こぶの
入れやうが足りないといふか、これはある
かも知れませんが、それは發生の
動機、關係上やむを得ないじやない
かと思ひます。しかしこの商工中金
に關しましては、御承知の通り私が大
臣に就任いたしましたときは、貸出し
が二十億余りだつたと思ひます。過去
長い歴史を持つておつてそれだけだつ
たのであります。ところが二年半ばかり
に百七、八十億に膨脹して来たので
あります。決して力こぶの入れやうが
足りないじやなくて、私は中小金融に
對しまして、極力その金融の適正強化
をはかるために一番努力して、普
通の銀行よりも商工中金の方に力を入
れていゝ状況であります。今後これ
を續けて行きたいと思ひます。商工中
金の發展ぶりは実に目ざましい状況で
あります。今回商工中金の改正をして
組合員のみを相手にせず、非組合員を
も相手にし得るやうに、これは貸付、
預金の方につきましても、そういうふ

りな機構の拡充をはかりまして、中小
商工業者の金融に一段と努力いたした
いと考へてゐるのであります。農林中
金におきましても、このごろの活動ぶ
りは目ざましいのでございまして、私
は他の金融機関よりも、兩者ともより
活発に動いてゐると考へております。

○淺香委員 他に質問者もあるよう
で、あまり長時間をとりましては恐
縮ですが、過日予算委員会の席上で
庄司一郎氏の質問に端を発しました皇
居の再建であります。予算委員会にお
いては皇居の再建に先般行かれました
が、私も供いたしました。ところが、
外観からあつた皇居を見ますと、たと
え二重橋附近からながめると、非常
にりつぱであります。ところが、中へ
入つて見ますと、非常に荒れ果ててお
りました。私も意外な感じが歸つて参
りました。幸いに講和條約の批准も
終り、各国の批准も来るころに終るだ
ろうと予想されます。その場合に外国
からの使臣、使節など相当来られると
思ふのであります。それを考へますと
場合に、あまりあれではひど過ぎると
思ふのであります。つきましては、当
委員会も関係の深い委員会でありま
すので、一度皆様方も拜観に行かれるこ
とを、私は提案したいと思つておつた
のであります。大蔵大臣はこの皇居
の再建に対して、予算措置などにつ
きまして何か考へがあれば、ひとつ承
りたいということが一点。

いま一つは抽象的な問題であります
が、過日大臣は、金持は米を食ひ、貧
乏人は麦を食ひ、こう言つたとかい
う話で、野党の諸君は何やらの一つ覚え
のように、この大蔵大臣の言葉を攻撃

宣伝の最たる武器として、国会の中は
言ひ及ばず、外においても非常な武
器としておるのであります。大蔵大臣
が、金持は米を食ひ、貧乏人は麦を食
ひと言われたのは、決して單なるそれ
だけの意味合いでなく、ほかに異なつ
た意味があるものであると私は解釈し
たしておりましたが、この言葉の真意
につきまして、ひとつこの際はおき
大蔵大臣から、お答えを願つておきた
と思ひます。

○池田國務大臣 第一の皇居の再建の
問題でございまして、先般庄司委員
より宮内庁次長に對しましての御質問
のときに、私はあえて發言をいたしました
ような状況でございまして、それは、先
般野党を仰せつけられまして、予算の
問題等を陛下に言上申し上げたあと、
侍從長と會ひまして、その話が出まし
た。そこで侍從長は、今の宮内庁の一
部を改築して、外国使臣の接見ある
は招待に充てたいという御意見がござ
いましたので、私は、これは一応考
え願ひなければならぬ。單にあそこ
を便りと申しまして、実は食堂その
他に充てた部屋でないのございまし
て、改築するにいたしまして、ごく
不十分ではないかという意見を申し上げ
て、御再考を願つたのであります。
やはり陛下の御心も侍從長はそんなく
されまして、そういうようなことにな
つておるのかと思ひますが、私は一國
民として、また大蔵大臣として、何
い方法はないかとお考えを願つたよ
うな次第でありまして、宮内庁長官あ
るいは侍從長におかれましては、検討
せられておると思ひます。お話の通り
われ／＼のみならず、一般國民が皇居
を拜見して、非常な感激と申しますか

光榮と申しますか、何とかしなければ
ならぬという気持は常にわれ／＼に響
くところで、善処したいと思つて
おります。

次の、金持は米を、貧乏人は麦を食
ひといふのは、これは間違ひでござい
まして、私は参議院の方で、所得のある
人、もうけた人はお米を食ふべにな
り、損をされた人は、これは麦でま
んしてもらわなければならぬと思ひま
す。これを、申し上げたのでありま
す。これは経済の原則であつて、今の
統制時代におきまして、万人が米と
麦を同じように食つてはいないと思
ひます。遺憾ながらやむがやむあり
ます。もうけた人は米を食ふ場合が多い
あります。それから麦は安いのであり
ます。それから、麦でがまんせられて
おる人も相當ある。これは経済の原則
大蔵大臣としては、まず経済の原則を
皆さんに申し上げて、そしてそれを
いかによくして行くかということが、
政治の問題であります。だから政治的
にものを解決するといふので、すぐ結
論的に人の耳に入りやすいようなこと
を、大蔵大臣が言つておつてはだめな
のであります。経済の原則を申し上げ
て、その原則にのつとつて、万人が
いい生活をして行くように持つて行か
なければならぬ。今日日本ではそうであ
ります。世界全体からいつたら、
一等國の人が麦を食ふ、そして金持
が必ずしも米を食ふといふわけでは
ございませぬ。日本の古來から
実情からいつたら、非常に米が高くて
不足で、麦は安くて外国からも入り
やすい、こういうことからして、経済の
原則から言へば、私の申し上げた通り
所得の高い者は米を食ひ、所得の低い

人、損をなさつた方は一時的には麦で
がまんしていただかなければならぬ。
これは経済の原則を申したのでありま
す。これは古今東西を通じて誤りな
いものだと思ひます。私は確信いたして
おります。何と反対の人が言われよう
と、だんだんわかつて来るだらうと思
ひます。これは私からとやかく弁解する必
要はなく、國民が今に知つてくれるだ
らうと考へております。

○淺香委員 最近の経済事情から申
しまして、先ほど夏瀬委員長からも御
質問申し上げたやうですが、不渡り手
形の増大と、倒産整理の商社が百五十
以上も上つておるといふような状態
であります。おそろしくこのやうな状態
は、私は戦後未曾有の現象ではないか
と考へております。これはいゝゆるド
ッジ政策に基く金融引締め、インフ
レ抑制の結果として、こういうことが
出て来たのではないかと、従つていゝ
ゆるドッジ政策の改正をしなければなら
ない段階に來ておるのではないかと
いふ点について、われ／＼は考へますが、こ
の点についての大蔵大臣の所見をお伺
いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 デイスインフレーションの政
策は、甘い考への人にはきつうござい
ます。しかし敗戦國の日本の状態
を考へまして、金詰まりのない楽な
やり方をやつておつたあの昭和二十一
年、二十二年、二十三年はインフレーションが起
きまして、金詰まりの声を聞くときより
も、よほど國民生活は悪かつたのであ
ります。ドッジ政策とかなんと言わ
れますが、このデイスインフレーション政策、
日本としてはこういう脆弱な経済基盤
の上に立つておりますので、やはり今
までの政策を今後も續けて行きたい、
こう考へております。経済界に波の打
つことはやむを得ない。だからその波
の高低をできるだけ少くして行くの
が、政治の要諦だと考へております。
○淺香委員 しかし現実には、こういう
不渡り手形の増大と倒産整理という問
題が起つて來ておるのであります。相
当大きな波紋を描くことが予想される
わけでありまして、そこで年末金融の問
題であります。大蔵大臣も先ほどの
御答弁によると、農林中金等に相當の
余裕金があるから、それによつて操作
をするといふ御答弁をなさつておりま
す。その農林中金の余裕金といふこ
とは、供出代金を支払うために準備し
た金なのか、あるいは供出代金を支払
つたその預金、農林中金にはね返つ
て來て、余裕金としてあるのか、ど
ういう性質のものであります。その点
をひとつ伺ひたい。

○池田國務大臣 あとの方でございま
す。
○淺香委員 あとの方でであるといふこ
とであります。十一月二十二日現在
における供出の状況は九百四十万石で
あります。そうすると、二千五百五十
万石に對する三七％にすぎないのであ
ります。ところが政府の方の御計画と
いたしましては、相當上まわつた供出
の予想を持つておられるのであります
が、一体二千五百五十万石に對して、
年末に供出を完了する見込みは何パー
セントぐらいを予想されております
か。
○池田國務大臣 詳しい数字は知りま
せんが、供出は大体二月の中ごろ過ぎ
まで続きますが、しかし十二月までに
大体半分は入つて來ると思つており

ます。

○深澤委員 そうすると五〇%以上を予想いたしまして、大体農林中金の二百八十億程度の余裕金が年末金融として操作できる、そういう根拠になつておりますか。

○池田田務大臣 大体そういう数字を考へております。

○深澤委員 そこでなお伺ひたいのでありますが、昨今の経済界の事情は、非常に資金需要が増大している。私は考へるわけであります。それは電力料金の値上げとかあるいは電力不足等によりまして、生産価格が上昇してあります。もう一つは運賃の値上げというようなことで、生産コストが上昇してある。あるいは通貨増発という上りなことからみ合せまして、物価の上昇というものは必然的でありまして、そういうことから申しまして、従来の資金量を押えて行くというところに非常に無理があるのではないかと。そういうところに金融機関あるいはこの経済界の活動が、非常に不円滑になつて行くのではないかと。あるいは金に考へるわけです。現在の資金量は絶対量として不足しているのではないかと。あるいは金に考へるわけですが、生産と資金量のバランスの関係について、大蔵大臣はどういう考へ方でありませうか。

○池田田務大臣 考へようであります。私は全体的に見まして、そう不足しているとは思いません。いる金ならいつでも出します。年末の通貨の発行高も五千億を超えるという大體の見通しを持つております。

○深澤委員 先ほどの大蔵大臣の御答弁によりますと、資本蓄積は戦後未曾有の状況になつておるといふ数字的な

説明をされたわけでありまして。あるいは全体の数字としては、そういう数字が出て来るかもしれない。ところが反対に、先ほど申しました経済界の事情は、不渡り手形や倒産整理という問題が起つて参りまして、結局一部の企業は資本の蓄積が増大すると同時に、一部の資本は破産しなければならぬという、こういう跛行的な状態が来ているのではないかと。いわゆる資本の集中集積が行われる反面、倒産と破産が今後陸續として起つて行くのではないかと。あるいは、われわれは考へるわけですが、それを全体として大蔵大臣の資本の蓄積が非常に上昇し、法人の利益は増大してあるというところは、一方面的な見解ではないかというぐあいには考へられるわけですが、その点はどうか。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○池田田務大臣 私は全体の数字を申し上げておるのであります。数多い中でございまして、経済不意の人のあるかも知れません。しかしあなたのおつしやるように倒産者、破産者が陸續として出て来る、こういうふうなことは私は考へていません。最近経営不意の人は私も知つておりますが、そういう人がなぜ不意になつて来たかというところを調べなければ、不渡り手形が出るから、不渡り手形を出す人に金融をつけないというところは、これはまた経済の原則ではないのであります。原因をよく調べて個々の場合に手を打つよりはかたにないと思ひます。

○深澤委員 その原因につきましては、大蔵大臣は参議院におきましても答弁をされております。思惑がその原因

の重点であるやに説明をされております。しかし資本主義経済機構の中で思惑のないということはあり得ない。簡単に申しますれば、すべてが思惑でやつておるわけでありまして。しかしその思惑の材料というものは、政府の国内的な経済政策、金融政策、あるいは国際的な関係によつて左右される、そういう動きがどうなつて行くかということが、思惑の原因であると思ひます。しかし思惑が非常に当らなかつたというところは、それは不健全の経営であるということに結論づけられていくやうであります。しかし私はやはりこういうやうな事態が起つて来たことの中には、單にこれは経済の原則としてほつておくべき問題ではなくして、政府の経済政策、金融政策に大きな原因がある。従つて政府はこういうやうな状況に対して、特別の金融政策を講ずるというところが、責任としてあるのではないかと私は考へるわけですが、しかし先ほどの御答弁によりますと、特別の措置は講じないというやうな御答弁でありまして、これでは政府はその責任を感じないやうな立場におるのではないかと、こう私は考へるわけですが、その点はいかがですか。

○池田田務大臣 御質問の点は、政府が財政経済政策をしくじつたから、破産者が出るというところならば私は責任を持ちます。しかし個々の人が非常な思惑をして破産をした場合に、これも国民の一人だから責任を負え、こう言われても、これは負いにくいのであります。最近生糸の輸出業者でひどい思惑をやられていた人が、不意になつておるというところを聞いておりますが、これは貿易その他ではある程度の

思惑をやりやります。ある程度の思惑ならあとの收拾がつくのであります。しかしその度を越えまして、これは收拾するといつてもやはり経済原則に沿わなければならぬ。私はできるだけの善後処置はとるやうに指示いたしておりますが、どうしてもとれぬものは、遺憾ながらこれはやむを得ない。それが他に影響を及ぼさないやうに、善後措置を十分つけるやうにいたしてはおりますが、非常な思惑をやつて損をした人までも、国の責任において善後措置をとるというところは、なか／＼できにくいことと考へておるのであります。

○深澤委員 個々の顯著なる思惑という問題で、あえて政府が責任をとれないやうなぐあいに、私は主張するわけではないのであります。その問題はある程度の手当をするということでは承知いたします。

それからも一つの問題は、朝鮮の停戦が今日ある程度片がつくというぐあいに現れております。そうすると朝鮮事変を契機とする特需関係というものが、相当打ち切られる可能性があると申すわけですが、しかしそのあとに朝鮮の復興ということが、日本の経済界において相当期待を持たれておるやうに聞いております。しかし最近のドッジ氏の意見が新聞に発表せられたところによりますと、朝鮮復興は各国が現物を持つて来るから、日本はあまり期待を持つべきでないという発言をされておるやうに聞いておりますが、この朝鮮停戦と、その後に来る朝鮮の復興の問題は、日本の経済界とどういう関連性があるか。その点の見通しをひとつお話し願ひたい。

○池田田務大臣 日本の大蔵大臣としてそういうことは言わない方がいいと思ひます。私は朝鮮の復興その他に日本が貢献し得る、日本の品物が行くことを相当期待しておるのであります。

○小山委員長代理 深澤君にちよつとお話しますが、大蔵大臣は、今参議院の予算委員会に呼ばれておられますので、内藤さんから質問の通告がありまして、ひとつお譲り願つて……。

○内藤(友)委員 私のはきわめて簡単です。

○深澤委員 それでは内藤君に譲ります。

○内藤(友)委員 私は具体的にきわめて簡単なことであります。政府は今度郵便貯金の利上げをほんとうになさるつもりでありますか、どうでありますか。それを伺ひたい。

○池田田務大臣 利上げいたします。ことに非課税であります。秘密性が保持できるというあらゆる有利な点があるものであります。こういう有利な条件を有しております郵便貯金に、さらに金利上の有利なことを與へまして、そうして民間の金融機関、特に貯金吸収の地盤を同じくしております農業協同組合としましては、非常に大きな影響があると思ひますが、それについて大蔵大臣どう考へなすつておられますか。農業協同組合の貯金に影響があつてもいいとお考えかどうかというところが一つ。

それからもう一つは、これはごく最近の数字はよく存じませんけれども、昭和二十五年におきまして、郵便貯金が実は十五億くらいの赤字を出してあると思ふのであります。そうしますと、今度の引上げによりましてさらにこの赤字が多くなるのではないかと、いろいろ一般財政に及ぼす影響もあるのだが、それもあえて金利の引上げをおやりなさる、こういうことに対してどういふお考えをなすつておられるか。十五億の財政負担を、さらに大きくなつてもいいんだというふうなお考えかどうか。この二点をお尋ねしておきます。

○池田国務大臣 郵便貯金の利上げにつきましては、他の金融機関の金利のことも考えまして、御承知の通り一番代表になります銀行の方は、一年の定期預金は六分でございます。しかも昨年あるいは今年二、三度にわたつて利上げをしておりますが、郵便貯金はずつと前から置きになつておりまして、また農業協同組合の方との金利も考へてやつておるのでございます。

次の郵便貯金の利上げをしたならば政府支払い利子が多くなるから赤字が出るのではないかと。お話の通りでございます。一時郵便貯金の方の分は二十二年のごときは四十数億円の赤字だつた。だん／＼減つて来ましてなくなつて参りました。今度上げますと赤字が出るのであります。その点を一般会計で負担するか、あるいは地方債等は御承知の通り昨年は六分五厘だつたと思ひます。引下げしておりますがこれを元の程度にもどすかという問題がありますが、この点は今検討を加へております。

○内閣(友)委員 いずれこの問題はあつてお伺いすることにいたします。

○小山委員代理 次は本日の日程に掲げました請願及び陳情書を一括議題として、審査に入りたいと存じます。

○佐久間委員 ただいま議題となりました請願日程五十九件のうち、日程第一六ないし第四七、第五四及び第五五の各請願は、いずれも前回の委員会において、採択の上内閣に送付すべきものと決定いたしました請願と同趣旨でありますので、同様に取扱ふこととし日程第四八、第五七及び第五八の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決定せられんことを望みます。

なお陳情書についてはいずれも了承すべきものと決定されんことを望みます。

○小山委員代理 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員代理 御異議ないようでありますから、請願及び陳情書についてはただいまの動議のごとく決定することにいたします。

○夏堀委員長 先ほど、明日企業合理化法案についての合同審査をやるように申しましたが、企業合理化法案の審議に入りますにつきましては、ただいま当委員会にかかつております租税特別措置法の一部を改正する法律案、これが衆議院を通過しなければ、審議には入れないという法制局の意見でありますので、明日の合同審査は取消します。

して、あらためて公報をもつてお伝えをいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十五分散会

〔参照〕

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕